度会町脱炭素先行地域づくり推進事業費補助金
PPA 方式等太陽光発電設備等導入事業 サービス登録要領

（目的）

第1条 本要領は、度会町脱炭素先行地域づくり推進事業費補助金 PPA 方式等太陽光発電設備等導入事業 における、PPA サービス又はリースサービスを登録するために必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本要領において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（1） PPA 方式 事業者が電力需要家の住宅・事業所及びその敷地内に太陽光発電設備等を設置し、発電した電力を需要家に販売する契約方式をいう。

（2） リース方式 事業者が電力需要家の住宅・事業所その他の施設等に太陽光発電設備等を設置し、当該設備を需要家に貸与する契約方式をいう。

（3） 太陽光発電設備等 発電した電力を供給するための次の設備をいう。

【太陽光発電設備等】

太陽光パネル、架台、固定金具類、接続箱、
パワーコンディショナ、電力量計、遠隔監視システム、配線ケーブル、その他附帯設備

（4） 登録事業者 本要領に基づき、本町に登録された事業者をいう。

（5） 登録サービス 本要領に基づき、本町が登録したサービスをいう。

（登録対象の法人）

第3条 登録の対象は、本町の脱炭素先行地域エリア内（図 1）において、太陽光発電設備等の PPA 方式又はリース方式による事業を実施しようとする法人とする。

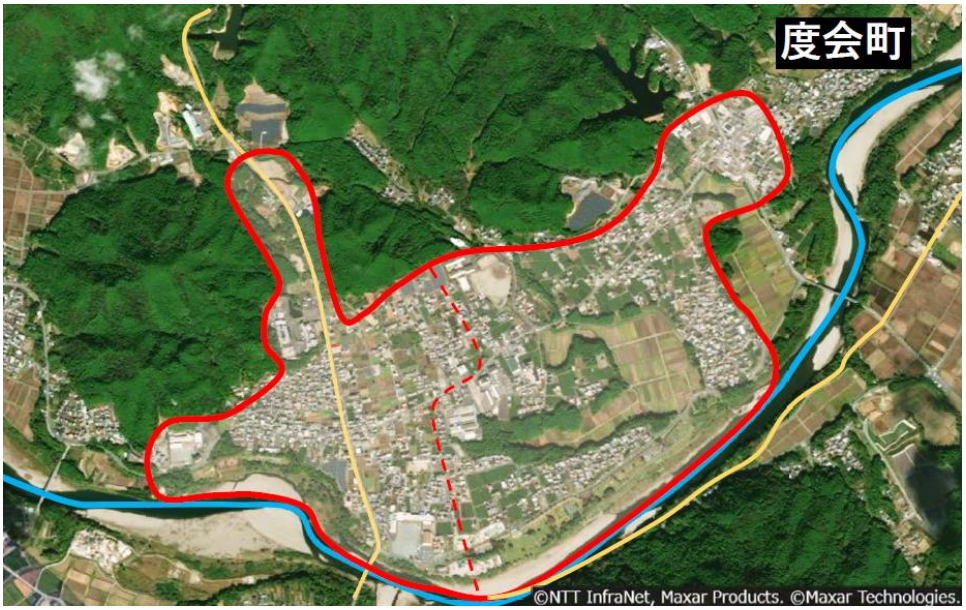


図 1 本町の脱炭素先行地域エリア図（赤線内）

（サービスの登録の申請要件）

第4条　サービスの登録を申請する事業者は、次の各号のすべてに該当しなければならない。

（1）　過去に、特定商取引法、消費者契約法その他関係法令に基づく行政処分を受けていないこと。

（2）　17年以上、事業を実施できることが確約できる者

（3）　国税及び地方税を滞納していないこと。

（4）　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者

（5）　債務超過の状況にない者

（6）　町長が措置する指名停止期間中の者でない者

（7）　PPA 方式又はリース方式による太陽光発電設備等の導入実績を有すること

（8）　国内に本社又は事業所のある法人であること

（9）　施工又は保守において、町内又は県内の電気工事事業者等の活用に努めること。

（10）　契約終了後の設備の取扱い（無償譲渡、撤去等）について、あらかじめ電力需要家に契約書、約款、重要事項説明書その他これらに類する書類により明示していること。

（11）　関係法令を遵守し、適正な営業活動を行うこと。

2　複数の法人等によって構成するグループでサービスの登録の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たしていなければならない。

（1）　グループを代表する法人等を定めること。

（2）　単独でサービスの登録をした法人等は、グループの構成員とならないこと。

（3）　同時に複数のグループの構成員とならないこと。

（4）　グループの構成員が、前項各号のいずれにも該当する者であること。

（サービスの登録要件）

第5条　本要領による登録を受けることのできるサービスは、前条に定める要件を満たす事業者が提供するものであり、かつ、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

（1）　登録サービスにおいて導入する太陽光発電設備等は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別紙1の規定に定められている要件に準拠したものであること。

（2）　太陽光発電設備等が故障した場合、登録サービスに係る契約期間中に登録事業者により速やかに交換又は修理が行われること。

（3）　登録サービスを提供する登録事業者の都合により登録サービスの利用者との契約を遂行できなくなった場合、契約の相手方の費用負担の増加又は設備の撤去その他著しい不利益が生じないよう、契約上の措置が講じられていること。

（4）　登録サービス契約の終了後、当該サービスに係る太陽光発電設備等が当該契約の相手方に無償譲渡される契約であること。ただし、契約の相手方が無償譲渡を希望しない場合は、この限りでない。

（5）　太陽光発電設備等については設置から17年以上継続して当該契約に係る設置場所に設置されること。

（6） 登録事業者に対し、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金が交付されたうえで、当該交付金額分がサービス料金から控除されるサービスであること。
（7） 登録サービスに係る太陽光発電設備等、事業又は契約上の地位を第三者に譲渡し、又は承継させようとするときは、あらかじめ町の承認を受けること。この場合において、譲受人又は承継人が前条に定める要件を満たし、既契約者との契約上の権利義務を承継するとともに、既契約者に追加の費用負担、契約期間の延長、保証内容の縮小その他契約条件の不利益を生じさせないこと。

（サービスの登録の申請）
第6条 サービスの登録を受けようとする事業者は、次に掲げる書類を本町に提出しなければならない。同一の事業者が複数のサービスについて登録を申請する場合は、サービスごとに様式第 1 号及び様式第2号を提出するものとする。ただし、様式第3号及び共通する添付書類については 1 部の提出で足りる。
（1） 登録申請書（様式第1号）
（2） 事業概要書（様式第2号）
（3） 誓約書（様式第3号）
（4） 料金体系（電力単価、リース料、契約期間等）が確認できる資料
（5） PPA方式又はリース方式による太陽光発電設備等の導入実績を確認できる書類（契約書や仕様書、協定書等の写し等）
（6） 直近の会計年度の貸借対照表及び損益計算書その他財務状況を確認できる書類
（7） 実施体制、保守管理体制及び緊急時対応体制を確認できる書類（任意様式）
（8） グループによる申請の場合は、構成員、代表者、役割及び責任分担を確認できる書類
（9） その他、本町が必要と認める書類

（登録サービスの決定）
第7条 町長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、登録要件に適合すると認めるときは、当該サービスを登録するものとする。

2 町長は、前項の規定による登録を行ったときは、様式第5号により申請事業者に通知するものとする。

（登録サービスの有効期間）
第8条 登録の有効期間は、登録日から当該年度の末日までとする。ただし、登録事業者からの申し出がなく、本町が特に支障がないと認める場合は、更新を妨げない。

（登録サービスの内容の変更（中止・廃止）の申請）
第9条 登録事業者は、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに変更（中止・廃止）申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

2 登録事業者は、登録サービスの変更においても、既契約者に対する設備の維持管理、修繕その他の契約上の義務を履行しなければならない。

（登録サービスの内容の変更（中止・廃止）の決定）

第10条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、登録サービスの登録の変更を行うものとする。

2 町長は、前項の規定による承認を行ったときは、様式第6号により申請事業者に通知するものとする。

（サービス登録の取消し）

第11条 本町は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、様式第7号により登録を取り消すことができる。

（1） 虚偽の申請を行ったとき。

（2） 登録要件を満たさなくなったとき。

（3） 需要家との契約や事業実施において、法令、本要領その他関係規程に違反し、又は需要家の利益を著しく損なう行為その他登録事業者として著しく不適切な行為が認められたとき。

（4） 町長の承認を受けずに、登録サービスに係る太陽光発電設備等、事業又は契約上の地位を第三者に譲渡し、若しくは承継させたとき、又は当該譲受人若しくは承継人が第 4 条に定める要件を満たさないとき。

（5） その他、本町が登録事業者として不適当と認めたとき。

（その他）

第12条 本要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 本要領は、令和8年10月 日から施行し、令和 12 年 3 月 31 日までとする。